

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【公開番号】特開2005-181284(P2005-181284A)

【公開日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-026

【出願番号】特願2004-175475(P2004-175475)

【国際特許分類】

*G 01 R 1/06 (2006.01)*

*G 01 R 1/073 (2006.01)*

*H 01 L 21/66 (2006.01)*

【F I】

*G 01 R 1/06 D*

*G 01 R 1/073 E*

*H 01 L 21/66 B*

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月23日(2006.2.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

プローブカードを保持部で保持するカードホルダと、このカードホルダを介して上記プローブカードをプローブ装置に取り付けるための固定部と、を備え、上記保持部は上記プローブカードの複数のプローブが臨む開口部を有するプローブカードの固定機構において、上記開口部の開口端から外周端に向けて延びる切り込み部を上記保持部の周方向に所定間隔を隔てて複数設けたことを特徴とするプローブカードの固定機構。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、本発明の請求項3に記載のプローブカードの固定機構は、プローブカードを保持部で保持するカードホルダと、このカードホルダを介して上記プローブカードをプローブ装置に取り付けるための固定部と、を備え、上記保持部は上記プローブカードの複数のプローブが臨む開口部を有するプローブカードの固定機構において、上記開口部の開口端から外周端に向けて延びる切り込み部を上記保持部の周方向に所定間隔を隔てて複数設けたことを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本実施形態のプローブカードの固定機構10は、例えば図1に示すように、円形状のプローブカード11を上面から支持する支持体12と、支持体12を保持するリング状カーリング13を介して上記支持体12を保持する構成である。

ドホルダ13と、カードホルダ13の外周縁部をクランプし且つヘッドプレート14の開口部に固定されたクランプ機構15と、を備え、従来と同様にプローバ室（図示せず）に配置されている。プローバ室内にはメインチャック16が配置され、メインチャック16上に載置したウェハWを水平方向（X、Y方向）及び上下方向（Z方向）に搬送する。この際、メインチャック16は、極力ヘッドプレート14の真下に達しない範囲で移動し、メインチャック16からの放熱によってヘッドプレート14を極力加熱しないようにしてある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

支持体12は、例えば図1に示すようにプローブカード11の中心を通り回路基板11Bの直径と実質的に同一径の円盤形状またはハンドル形状（図2参照）に形成されている。つまり、支持体12は、図2に示すように、回路基板11Bの外径と実質的に同一径に形成されたリング部12Aと、その中に形成されたハブ部12Bと、これら両者を連結する複数のスパーク部12Cとからなっている。そして、プローブカード11及び支持体12は、同図に示すように、複数のプローブ11Aの周囲に対称に配置されたネジ等からなる複数の締結部材17によってカードカードホルダ13に対して一体的に締結、固定され、これら両者11、12の外周縁部はカードホルダ13に対して固定されずに自由状態になっている。尚、締結部材17は、例えばハブ部12Bの外周縁部に配置しても良く、また、各スパーク部12Cの内端部に配置しても良い。